

平成 29 年第 1 回西予市教育委員会臨時会 会議録

I 開会の月日及び場所

平成 29 年 3 月 9 日 (木)

西予市教育保健センター 4 階 第二研修室

II 定数

5 人

III 出席者

教育長	保木 俊司	委員	平岡 長治
委員	上甲 和博	委員	山本 恵子
委員	樋口 美和		

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	松川 伸二	教育総務課長	沖村 智
学校教育課長	禰川 桂一	生涯学習課長	中須賀敏幸
文化体育振興課長	土居 眞二	教育総務課長補佐	上口 等
教育総務課主任	片山 裕介		

VI 会議の概要

1 開会

教育長 午前 10 時 00 分開会を宣する。

2 案件

○議案第 8 号 西予市教職員宿舍条例施行規則の一部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

教育総務課長 西予市教職員宿舍条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明する。

教育長 原案について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 原案について諮る。

- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
- 議案第9号 西予市学校事務の共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令制定について
- 教育長 事務局の説明を求める。
- 学校教育課長 西予市学校事務の共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令制定について説明する。
- 教育長 西予市は、3つの共同事務室体制となっている。今回の改正は、3つの事務室を統括する立場の地域長を置いて、その者に一定の専決権を与えて統一的な事務処理を行うためのものである旨述べる。
原案について意見を求める。
- 平岡委員 共同実施組織について、現在は3つの共同事務室が共同実施組織となっている。改正案では共同実施組織が共同事務室だけではなく、これまで別組織になっていた運営組織も含まれ、それらの組織全体を統括するために地域長を1名置くということになっている。
運営組織の会長は校長で、改正案の別表第1のとおり運営組織が共同実施組織の中に含まれた場合に地域長が代表である共同実施組織の下に校長が会長である運営組織が入ることになってしまう。地域長になる共同事務室の事務長は、校長の下にいる役職で立場が逆転してしまうことになるのではないかと問う。
- 教育部長 実際には、運営組織は共同実施組織とは別の組織になるのか問う。
同規程の第9条で「各共同事務室に、学校事務の共同実施を円滑に遂行するため、別表第1に掲げる運営組織（以下「運営委員会」という。）を設置する。」となっている。また同条第2項では「運営委員会は、学校事務の共同実施の円滑な実施と学校運営において果たすべき役割等を検討するとともに、構成校と連絡調整を図る。」としており、この9条を基に別表第1のように共同実施組織内に運営組織を設置した形になっている旨答える。
- 教育長 訓令は内部的な定めで、対外的には事務長や事務係長という職名で辞令を受けて、それぞれの学校に配属されている。それを学校という枠を超えて事務を共同するための組織を内部的に組織している。前提としてまず学校事務を執行することになっているため、学校長がトップで学校を運営していく。その補助的な立場として共同事務室や運営組織を設置し、学校の事務を行う体制を整えた。
地域長は、学校事務に関わる部分において統括して事務を執行させることになっている。そして共同事務室単位に学校事務だけでな

く、学校との連携を行うため運営組織を設置しているが、共同事務室に運営組織が設置されたからといって、運営組織の会長である学校長が地域長の下に置かれるということではない旨答える。

平岡委員

学校運営上は校長が中心で、学校事務は学校運営の一部分である。運営組織を含めて共同実施組織ということになれば、共同事務室や運営組織の運営を統括するのは地域長になる。そうすると学校事務という限られた範囲の中では運営組織の中に校長も含まれるが、地域長が全体を統括する人になる。学校運営の全体からすると校長が責任者となる。

そうではなく、運営組織は共同実施組織とは別で、3つの共同事務室を統括するのが地域長ということであれば、別表第1から運営組織を外した方がいいのではないか。

運営組織のあり方を検討する必要がある旨述べる。

教育長

運営組織は連絡調整のための組織であり、運営組織自体が権限を持っているものではない。あくまで共同事務を円滑に実施するために各共同事務室と学校の責任者である校長を交えた連絡調整の場を持つためのものである旨述べる。

平岡委員

運営組織と共同事務室の両方を含めた共同実施組織で共同実施組織を代表するのが地域長という解釈でいいのか問う。

教育部長

そう解釈している旨答える。

教育長

共同実施をせず、各学校で事務を行っている自治体もある中で、県内で統一した組織を模索した結果と受け止めている。

共同事務室のあり方としては学校から独立した形で事務を執行する組織を設置し、そこで事務の統括者を配置する方が分かりやすい旨述べる。

上甲委員

設置当初は共同事務室の職員は、学校に部屋を借用して事務を行うという感覚を持って共同事務室が設置された。

事務長には、査定昇給や給与管理等の仕事があり、3人の事務長の考えが一致しなければ、不公平感が生まれることがある。地域長ができたことにより、事務的な統括ができることになる旨述べる。

平岡委員

共同事務室を設置していない自治体も地域長を置かれることになるのか問う。

学校教育課長

各学校に事務職員を配置し、週に1回程度集まり書類等のチェックを行う分散配置の共同実施体制で学校事務を行っている自治体もある。また、自治体に必ず地域長を配置することになるので、現在、事務長がいない自治体にも、事務長が配置される旨述べる。

平岡委員 なぜ今回、地域長という役職が出てきたのか疑問に思っていた。共同事務室を設置せず、各学校に事務職員が配置されている自治体を想定して、その地域を統括するという意味合いで地域長になったのではないかと推察する旨述べる。

教育長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

3 協議・報告事項

教育長 平成 28 年度西予市教育委員会賞受賞候補者について説明を求める。

学校教育課長 各小中学校長から平成 28 年度西予市教育委員会賞受賞候補者について、推薦があった。石城、明間、惣川、城川小学校は候補者がいなかった。惣川小学校については、受賞対象となる 6 年生がいないため、推薦者がいなかった。

 昨年の教育委員会定例会で教育委員会賞について意見をもらい、申し合わせ事項として、教育委員会賞の対象者は小中学校の最終学年の児童生徒とすること、団体ではなく個人を対象とすることとなったため、このことを学校に伝えて各小中学校長から推薦をしてもらった旨説明する。

教育長 説明について意見を求める。

山本委員 学校によっては 2 名それぞれの特徴を捉えて推薦していただいているが、西予市の子どもたちは様々な行事等で非常に頑張っている。

 西予市教育委員会賞は、頑張っている子どもたちを表彰できる機会なので、候補者がいない学校があるのは残念である旨述べる。

上甲委員 2 名推薦する学校と 1 名しか推薦しない学校があり、推薦理由を見てみると推薦に値する子どもは他にもいるのではないかと感じた。推薦者数に違いがあるのは、学校ごとの伝統や教員の考え方があるのかもしれないが、規程には必ずしも 1 名にはなっていない。学校へ周知して、候補者の取りこぼしがないように複数名推薦が可能であることを学校へ周知して欲しい。

 教育委員会賞なので、全校生徒の前で表彰する等、もう少し重みのある賞とすれば、候補者がもう少し出てくる旨述べる。

学校教育課長 学校によって教育委員会賞の捉え方が違うのではないかと感じている。

山本委員 校長会等で教育委員会賞は、子どもたちの頑張りを認める重みのある賞であることを校長に周知徹底を行っていただきたい旨述べる。

学校教育課長 現在、西予市児童生徒表彰規程について、見直している。規程の

- 見直しができたなら、学校へ周知徹底する旨答える。
- 平岡委員 推薦のない学校があるというのは、特定の子どもだけを表彰するという特別的な扱いをするのではなく、平等的な扱いをしたいという学校の思惑があるのか問う。
- 学校教育課長 確かめたことはないが、多少はあると思う。全国レベルで活躍するような子どもであれば推薦しやすいが、そうではなく、同じような推薦理由である子どもが複数いる場合、複数推薦することをためらい推薦しない可能性がある旨答える。
- 上甲委員 実際に6名の候補者があったが、最終的に対象者を絞れなかったため、推薦しなかったことがあった旨述べる。
- 平岡委員 教育委員会賞を出すのであれば、西予市児童生徒表彰規程で表彰は卒業式で行うことが原則になっているため、重みのある賞として扱ってもらいたい。
- 一方で、前提としてみんなそれぞれ頑張っているので特別な子どもだけ表彰するということが教育上好ましくないという考えがあるのであれば、教育委員会賞のあり方自体を校長会等で協議してみてもどうか。
- 学校側が納得したうえで、教育委員会賞を行うことにしてはどうかとの旨述べる。
- 教育長 いただいた意見を踏まえて今後の教育委員会賞のあり方を検討させていただく。
- 平成28年度西予市教育委員会賞は受賞候補者を表彰対象としてどうか問う。
- 全委員 了承する。
- 教育長 西予市教育基本方針について説明を求める。
- 学校教育課長 平成27年度に教育大綱、教育振興基本計画を改訂した際に様々な意見をいただき、西予市教育基本方針の見直しを行った旨説明し、意見を求める。
- 平岡委員 基本方針の修正箇所を指摘する。
- 上甲委員 基本方針の修正箇所を指摘する。
- 学校教育課長 修正する旨答える。
- 教育長 修正する基本方針でよいか問う。
- 全委員 了承する。
- 4 その他
- 教育長 その他の件について意見及び報告を求める。
- 全委員 特になし

生涯学習課長 第 69 回優良公民館文部科学大臣表彰で、遊子川公民館が最優秀公民館に選ばれ、日本一の公民館になったことを報告する。

5 閉会

教育長 午前 11 時 20 分閉会を宣する。

議事録署名

以上、平成 29 年第 1 回西予市教育委員会臨時会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

平成 29 年 3 月 22 日

教育長

保木 俊司

教育委員

平岡 長治

教育委員

上甲 和博

教育委員

山本 恵子

教育委員

樋口 美和